



令和6年度

AISAISAN Festival

あいさいさん 祭り

ステージイベント出演者
募集要項



広報部長



募集要項①



あいさいさん祭り実行委員会では、市民、事業所等の協力と参加により、一層親しまれるあいさいさん祭りにし、盛り上げるため今年度からステージイベントの出演団体を下記のとおり募集します。

1 開催日時・場所

日時：令和6年10月27日（日） 9時30分～15時00分
場所：愛西市役所東側駐車場内イベント広場

2 募集数

3団体

3 応募期間

令和6年5月10日（金）から令和6年6月7日（金）まで【必着】

4 応募資格

年齢、プロ、アマチュア、ジャンル（祭りの趣旨に反するものや宣伝等は不可）を問わず、下記の①②のいずれかを満たす団体

- ① 市内に活動拠点又は事業所をもつ団体
 - ② 市外団体（市内在住・在勤者が1/2以上で構成される団体）
- ※ 応募多数の場合、市内団体を優先させていただきます。

5 応募方法

別紙「あいさいさん祭りステージイベント応募用紙」を下記の①～④のいずれかの方法で事務局へ提出

応募用紙は、愛西市ホームページからダウンロードできます。

- ① 愛西市役所市民協働課窓口へ直接提出
- ② メールアドレス：kyodo@city.aisai.lg.jp
- ③ FAX：0567-26-5515
- ④ 郵送で提出

住所：〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
宛先：あいさいさん祭り実行委員会事務局

6 出演時間・内容 等

出演時間：1組30分以内（準備・片付け等の舞台転換を含む）【時間厳守】

ステージ：幅9m×奥行5.4m×高さ0.9m予定（募集要項④参照）

出演料：無料

※出演時間を守っていただけない場合、次回以降の出演はお断りします。

7 出演の決定について

- ・あいさいさん祭り実行委員会にて出演者の決定をします。
- ・結果についてのお問い合わせは受け付けません。

8 申込みにあたって同意頂く重要事項

（1）申し込みについて

- ・応募用紙に虚偽の記載を行わないでください。
- ・ステージ出演枠を他者に譲渡する目的で申込みをしないでください。
- ・応募にあたり、募集要項の内容について、出演者全員に周知し、同意を得てください。
- ・出演時間については、ご希望に添えません。あらかじめご了承ください。
- ・出演にかかる報償費はありません。交通費や必要経費等は、自己負担となります。
- ・応募の確認、調整ができなかった場合や、名義の借用などで申込むなどの重複応募とあいさいさん祭り実行委員会が認定した場合は、その応募が無かったものとして取り扱います。

（2）出演内容について

- ・演目及び内容については、公序良俗を守り、祭りの趣旨に沿ったものにしてください。
- ・特定の宗教の布教等の宗教的活動及び特定の政治家若しくは政党の指示又は不支持に関する内容は認められません。

（3）更衣室・控え室について

- ・必要な団体へは1部屋を準備します。
- ・他の団体も使用するため、指定の時間に入室、退室をお願いします。
- ・盗難事故等の責任は、主催者では一切負いません。荷物・貴重品等の管理は各自でお願いします。
- ・更衣室・控え室でのリハーサルは禁止です。

(4) 当日の禁止事項について

- ・下記の行為は禁止です。出演中であっても、出演を中止していただく場合もあります。
 - ①応募内容と著しく異なる内容の演目をする事。
 - ②他の催しの進行を妨げる事。
 - ③施設、機材、来場者等に危害を加えるおそれのある演出等を行う事。
 - ④公序良俗に反する行為や来場者に不快感を与える事。
 - ⑤来場者に報酬を求める事。
 - ⑥グッズ・CDの販売等の営利を行う事。
 - ⑦主催者の指示に従わない事。

(5) 雨天の場合について

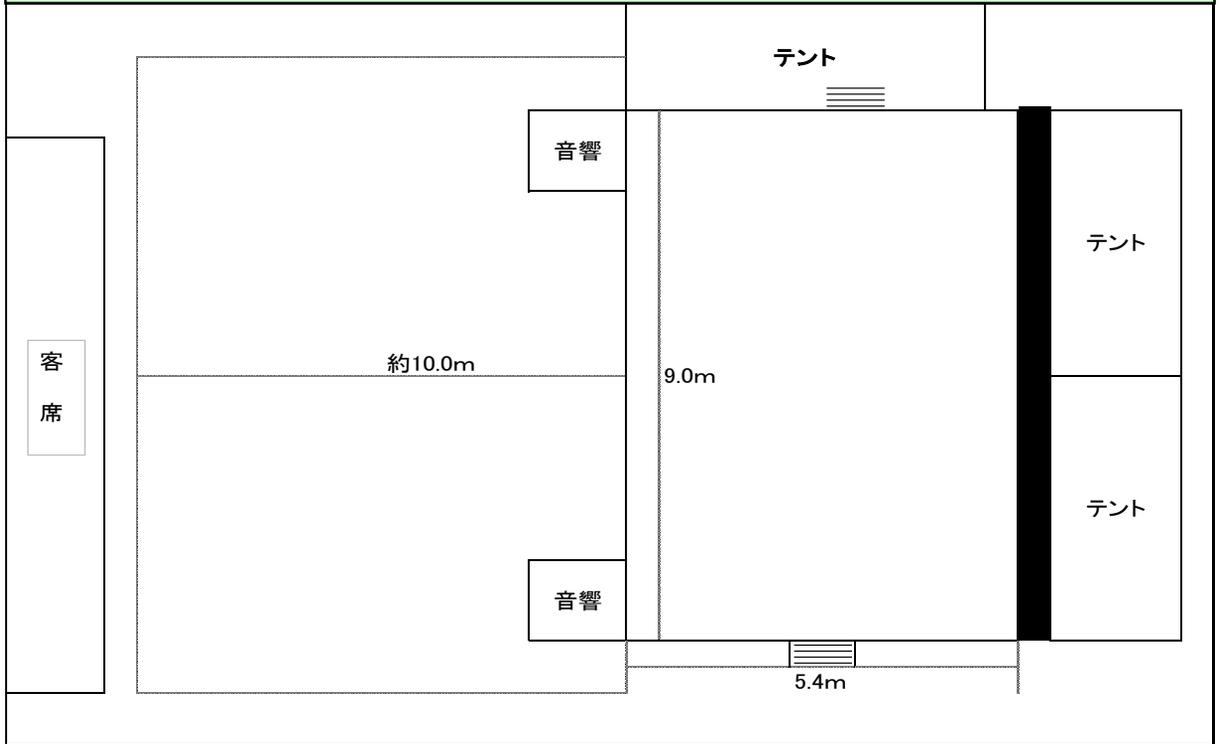
- ・雨天の場合、ステージは主催者の判断で中止とします。判断は、当日の朝までに行います。中止により出演者に損害が出た場合においても主催者による賠償は行いません。
- ・主催者の判断で実施する場合、出演者で出演の判断をお願いします。
- ・祭り途中に雨が降った場合、途中でステージを中止とする場合もあります。

(6) その他について

- ・ステージの音響設備は、主催者で用意します。ただし、仕様は個別のご希望に沿うことはできません。
- ・当日に撮影した写真や動画は、広報やSNS、ホームページなどで使用させていただく場合があります。
- ・個人情報につきまして、主催者及び音響担当業者において、当イベント開催のためにのみ使用し、適切に管理します。
- ・出演中の事故やケガ、持ち込み機材の故障等については、責任を負いかねます。
- ・出演に伴い、出演者が他人や祭りの機材に損害を与えた場合は、当該出演者の責任において賠償や原状回復等の必要な措置を行ってください。
- ・愛西市暴力団排除条例第2条第1号に規定されている暴力団及び同条第2号に規定されている暴力団員は出演を不可とし、その者と関係を有している者も同様に出演の不可とします。
- ・愛知県暴力団排除条例第26条第1項の規定より公表されて1年を経過していない法人等に属している者の出演は不可とします。
- ・愛西市が事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づき、応募団体について、愛知県津島警察署に照会します。

上記(1)～(6)に同意をいただけない場合は、応募をお断りします。また、いずれかに該当すると認められる場合、出演をお断りいたします。出演決定後に判明した場合も同様とします。

ステージ展開図 (案)



ステージ立面図 (案)

